

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言への対応について

4月7日、政府が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言をしたことを受け、土壌環境センターでは4月8日より5月6日までの間、全ての事務局職員を在宅勤務といたしますので、ご理解をお願いいたします。(なお、政府または東京都の今後の対応により、当センターの対応も延長することがあります。)

この間、緊急かつ重要なご連絡事項等がございましたら、下記のURLのお問合せフォームにてメール送信いただくようお願いいたします。

お問合せフォーム：<https://www.gepc.or.jp/contact/form.html>

令和2年4月7日